ハ　次に掲げる全ての要件に該当するもの (1)　支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (2)　指定企業の調査事業所であること。				
五　企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの イ　本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ロ　指定企業の調査事業所であること。	総務大臣及び経済産業大臣	五の項第一欄に掲げる調査事業所に調査票を送付すること。	総務大臣及び経済産業大臣	五の項第一欄に掲げる調査事業所から調査票を回収すること。

備考　この表の規定の適用については、調査用名簿に記載されている企業の調査事業所のうち、当該調査事業所を有する企業の本所又は支所となる調査事業所の所在地として調査用名簿に記載されている場所のいずれにもないものは、調査用名簿に記載されていないものとみなす。

2　前項の規定により行う経済センサス活動調査は、平成二十四年一月十日から同年三月三十一日までの間において行う。ただし、総務大臣及び経済産業大臣の定める地域においては、平成二十三年十二月十日から平成二十四年三月三十一日までの間において行う。

（期間の変更）

第十一条　市町村長は、前条第一項（同項の表一の項及び二の項に係る部分に限る。）の規定により行う経済センサス活動調査に関し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第二項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定による報告があったとき又は前条第一項（同項の表三の項に係る部分に限る。）の規定により行う経済センサス活動調査に関し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第二項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を総務大臣及び経済産業大臣に報告しなければならない。

3　総務大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による報告があったとき又は前条第一項（同項の表四の項及び五の項に係る部分に限る。）の規定により行う経済センサス活動調査に関し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第二項に規定する期間により難いときは、地域を限り、調査を行う期間を別に定めることができる。

4　総務大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により期間を別に定めたときは、その旨を告示するものとする。

（報告の義務及び方法）

第十二条　次の表第一欄に掲げる調査事業所に係る経済センサス活動調査に当たっては、同欄に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる調査事業所の事業主（当該調査事業所の事業を管理する者をいう。以下同じ。）が、それぞれ同表第三欄に掲げる調査事項について、それぞれ同表第四欄に掲げる方法により、報告しなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第十条第一項の表一の項第一欄の調査事業所	一の項第一欄に掲げる調査事業所の事業主	一の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業、外国の法人又は法人以外の団体に関する調査事項及び一の項第二欄に掲げる事業主が管理する調査事業所に関する調査事項	調査票に記入し、及び調査員による当該調査票の取集に応ずること又は市町村長に当該調査票を提出すること。ただし、総務大臣及び経済産業大臣が定める地域においては、調査票に記入し、市町村長に当該調査票を提出すること。
二　第十条第一項の表二の項第一欄に掲げる調査事業所	二の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所の事業主	二の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項	調査票に記入し、都道府県知事に当該調査票を提出すること。
三　第十条第一項の表三の項第一欄に掲げる調査事業所	三の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所の事業主	三の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項	調査票に記入し、総務大臣及び経済産業大臣に当該調査票を提出すること。
四　第十条第一項の表四の項第一欄に掲げる調査事業所	四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所の事業主	四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項	調査票に記入し、総務大臣及び経済産業大臣に当該調査票を提出すること。
五　第十条第一項の表五の項第一欄に掲げる調査事業所	五の項第一欄に掲げる調査事業所の事業主	五の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び五の項第二欄に掲げる事業主が管理する調査事業所に関する調査事項	調査票に記入し、総務大臣及び経済産業大臣に当該調査票を提出すること。

2　事業主が不在その他の事由により報告を行うことができないときは、事実上当該事業主に代わる者は、当該事業主に代わって当該報告を行うものとする。

（調査票等の提出等）

第十三条　統計調査員は、第十条第一項の規定により調査員が調査事業所から取集した調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類を市町村長に対しその定める期限までに提出しなければならない。

2　市町村長は、前項の規定により統計調査員から市町村長に提出された調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類並びに第十条第一項の規定により市町村長が調査事業所から回収した調査票を審査し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。

3　都道府県知事は、前項の規定により市町村長から都道府県知事に提出された調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類並びに第十条第一項の規定により都道府県知事が調査事業所から回収した調査票を審査し、総務大臣及び経済産業大臣に対しその定める期限までに提出しなければならない。

（電磁的記録媒体による調査票の送付、回収又は提出の手続等）

第十四条　次に掲げる調査票の送付、回収又は提出の手続は、調査票に代えて電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）を使用して行い、又は行わせることができる。

一　第十条第一項（同項の表二の項から四の項までに係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表二の項から四の項までに係る部分に限る。）の規定による調査票の送付、回収又は提出の手続